

○黒部市簡易水道給水条例施行規則

平成18年 3月31日

黒部市規則第119号

改正 平成19年 3月23日規則第7号

平成22年12月17日規則第30号

平成24年 8月13日規則第22号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 給水装置の工事(第3条・第4条)

第3章 給水(第5条・第6条)

第4章 料金(第7条―第11条)

第5章 貯水槽水道(第12条)

第6章 その他(第13条・第14条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒部市簡易水道給水条例(平成18年黒部市条例第191号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の新設等の申込み)

第2条 条例第4条の規定による水道の新設等の申込みをしようとする者は、給水装置申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の新設及び改造の申込みに対し承認したときは、簡易水道給水承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(平19規則7・一部改正)

第2章 給水装置の工事

(平19規則7・改称)

(給水装置使用材料)

第3条 市長は、条例第9条第2項に定める設計審査において、市指定給水装置工事事業者に対し、給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により市長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は変更を求めることができる。

(給水装置の維持管理)

第4条 給水装置のうち、配水管の分岐からメータまでの間の給水装置は、工事完成後、市が管理するものとする。

(平19規則7・一部改正)

第3章 給水

(水道使用に関する届出)

第5条 条例第18条の規定による届出は、次に定めるところによる。

- (1) 水道の使用を開始又は中止しようとするときは、水道使用開始(中止)届(様式第3号)を提出し、廃止しようとするときは水道使用廃止届(様式第4号)の提出をもって行う。
- (2) メータの口径又は用途を変更しようとするときは、水道メータ口径(使用用途)変更届(様式第5号)の提出をもって行う。
- (3) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったときは、水道使用者名義(住所)変更届(様式第6号)の提出をもって行う。
- (4) 給水装置所有者の氏名又は住所に変更があったときは、給水装置所有者変更届(様式第7号)の提出をもって行う。

(平19規則7・全改)

(メータの設置位置)

第6条 メータの設置位置は、道路取付部に近接した敷地内で、検針及び維持管理に支障がなく、かつ、衛生的で汚染等のない場所とし、点検又は機能を妨害する物件や工作物を置いてはならない。

第4章 料金

(平19規則7・改称)

(水量の認定等)

第7条 条例第24条の規定により使用水量の認定を受けようとする者は、簡易水道使用水量認定申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を認めたときは、簡易水道使用水量認定決定通知書(様式第9号)を交付するものとする。
- 3 この規則において「認定使用水量」とは、メータの故障又は検針不能のためにメータによる計量ができないとき及び給水装置からの漏水を生じたときに、第8条から第10条の規定に基づいて算定した料金算出の基準となる使用水量をいう。
- 4 この規則において「検針不能」とは、メータの埋没、メータ設置場所における

障害物の積載及び使用者の常時不在等のためメータの検針ができないことをいう。

- 5 宇奈月地区の配水区域においては、1月から3月までの冬期間の給水栓の凍結を防止するため、水道使用量から基本使用量を控除した超過使用量の1割に相当する使用料を減額する。

(平19規則7・一部改正)

(メータ故障による水量の認定)

第8条 メータに早転、遅転等の故障があったと認められるときの認定使用水量は、前年の同期間において使用された水量(以下「実績使用水量」という。)とする。

- 2 前項の場合において、実績使用水量により難いときは、直近3回の計量による平均使用水量をもって実績使用水量とする。

- 3 前2項の実績使用水量がない場合における認定使用水量は、メータ取付け後の10日以上の間において使用された平均日割り水量に認定の対象となる日数を乗じて得られる水量とし、これをもって実績使用水量とみなす。

(平19規則7・一部改正)

(検針不能による水量の認定)

第9条 前条の規定は、検針不能である場合における認定使用水量の算定について準用する。

(平19規則7・一部改正)

(漏水による水量の認定)

第10条 老朽化、凍結等やむを得ない理由による給水装置の破損に起因する漏水があったと認められるときの認定使用水量は、実績使用水量に次により算出された水量の合計を加えたものとする。

- (1) 計量された水量から実績使用水量を控除した後の水量(以下「漏水水量」という。)が350立方メートル以内の部分 2分の1

- (2) 漏水水量が350立方メートルを超え700立方メートル以内の部分 3分の1

- (3) 漏水水量が700立方メートルを超え1,000立方メートル以内の部分 4分の1

- (4) 漏水水量が1,000立方メートルを超える部分 市が調定した水量

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

- (1) 漏水が明らかであるにもかかわらず、修理等をせずに放置していたと認められるとき。

- (2) 漏水の原因が、第三者の故意又は過失によると認められるとき。

3 認定使用水量の認定期間は、漏水修理の日からさかのぼって使用水量が増えたと想定される計量期までの1期分とする。

(平19規則7・平24規則22・一部改正)

(料金等の減免)

第11条 条例第29条の規定により料金等の減免を受けようとする者は、その理由を記載した簡易水道料金減免申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 料金等の額を減免する場合の軽減の額は、市長が別に定める。

(平19規則7・一部改正)

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第12条 条例第33条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

第6章 その他

(水道関係職員の身分証明書の携帯)

第13条 市から委託を受けた水道メータ検針員は、その身分を明確にするため、その職務を執行するに当たっては、身分証明証(様式第11号)を携帯しなければならない。

(平19規則7・一部改正)

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の宇奈月町簡易水道給水条例施行規則(平成15年宇奈月町規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月23日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月17日規則第30号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年8月13日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

給 水 装 置 申 込 書

		受 付	年 月 日		
			第	号	
工 事 種 別	1 新設 2 改造 3 撤去 4 臨時用				
<p>黒部市簡易水道給水条例に基づき、給水装置工事を申し込みます。 なお、公道に属する給水装置は工事竣工後黒部市に寄付します。</p> <p>黒部市長 あて</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 黒部市 _____ 氏名 _____ (印) 電話 _____</p>					
設 置 場 所	黒部市	使 用 者	_____ (印)		
		生 年 月 日	M・T・S	年 月 日	
職 業		居 住 人 員	_____ 人		
<p>◎ 利害関係人の承諾(申請者本人所有の場合は記入を要しません)</p> <p>既設給水装置所有者の承諾 住所 黒部市 _____ 氏名 _____ (印)</p> <p>土地所有者の承諾 住所 黒部市 _____ 氏名 _____ (印)</p> <p>家屋所有者の承諾 住所 黒部市 _____ 氏名 _____ (印)</p>					
工事を行う指 定給水装置工 事事業者	指定番号 住 所 氏 名	号 (印)	給 水 装 置 工 事 事 業 者 主 任 技 術 者	指定番号 住 所 氏 名	
設計年月日	年 月 日	工 事 予 定 日	年 月 日		
給 水 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日 ~				
水 栓 番 号	使 用 者 番 号	地 区 番 号	取 出 口 径	メータ口径	メータ取付年月日
			φ mm	φ mm	年 月 日
建 築 種 別	新築	既存	給 水 装 置	専用	共用
設 計 審 査 手 数 料			円	済	未納
検 査 手 数 料			円	済	未納

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

様

黒部市長



簡 易 水 道 給 水 承 認 書

年 月 日 付けで申込みのあった、水道の給水については、次の条件を
付して承認する。

許 可 条 件

- 1 道路敷地内、河川敷地内及び私有地内での工事施行については、あらかじめ管理者及び土地所有者の許可を得ること。
- 2 私有地における給水管の埋設深さは管頂25センチメートル以上、道路敷地内及び河川敷地内においては各管理者と協議すること。
- 3 給水装置の使用にあたっては、あらかじめ管理者に届出し、その承認を受けること。
- 4 給水装置工事費は、全額申込者の負担とする。なお、給水装置工事の完成後はメータまで市が管理する。
- 5 工事施行に当たっては、市役所係員の指示に従うこと。
- 6 黒部市簡易水道給水条例、同条例施行規則及びその他の関係法令を遵守すること。

様式第3号(第5条関係)

水道使用開始(中止)届

		受付	年 月 日	
		水栓番号		
水道使用種別 (○で囲む)	1 給水開始(新設・再開) 2 給水中止(閉栓・一時休止)			
給水場所	黒部市			
フリガナ 使用者名		生年月日		
理由	新築・転入・転出・転居 その他()	口径	mm	
		人員	人	
給水開始	前使用者			
	開始年月日	年 月 日		
給水中止	転出先等			
	中止年月日	年 月 日		
	料金精算方法	現金 口座引落とし		
一時休止	休止年月日	年 月 日		
<p>上記のとおりお届けします。</p> <p>年 月 日 申請者 住所 黒部市 氏名 () 電話 () 一</p> <p>黒部市長 あて</p>				
前回指示数				
今回指示数				

様式第4号(第5条関係)

水道使用廃止届

		受付	年 月 日
			水栓番号
給水場所	黒部市		
フリガナ			
使用			
廃止の理由			
廃止	転出先		
	廃止希望年月日		
	料金精算方法	現金 口座引落とし	
上記のとおり水道使用を廃止したいのでお届けします。			
年 月 日			
申請者 住所 氏名 電話 () — ⑩			
黒部市長 あて			
備考			

様式第5号(第5条関係)

水道メータ口径(使用用途)変更届

年 月 日

黒 部 市 長 あて

給水装置使用者 住 所

氏 名

電 話 () —



下記のとおり給水装置の口径(用途)を変更したいのでお届けします。

なお、工事については市係員の指示に従い、給水装置工事費については使用者で負担します。

		受	年 月 日
		付	水栓番号
給 水 場 所	黒部市		
口 径 別 mm	新	13・20・25・30・40・50・75 100・150 ()	
	旧	13・20・25・30・40・50・75 100・150 ()	
用 途 別	新	一般用・臨時用・()	
	旧	一般用・臨時用・()	
変 更 年 月 日	年 月 日		
確 認 事 項	今回の工事施行に起因する弊害等が発生した場合は、一切自己の責任において対処することを確約します。		
備 考			

様式第6号(第5条関係)

水道使用者名義(住所)変更届

		受 付	年 月 日
		水栓番号	
給 水 場 所	黒部市		
変 更 年 月 日	年 月 日		
理 由		人 員	人
新 使 用 者	住 所		
	フリガナ 氏 名 電 話	() —	印
旧 使 用 者	住 所		
	フリガナ 氏 名 電 話	() —	印
水道使用者名義(住所)を上記のとおり変更したいのでお届けします。 年 月 日 申請者 住 所 黒部市 氏 名 電 話 () — 印 黒 部 市 長 あて			
備 考			

様式第7号(第5条関係)

給水装置所有者変更届

		受	年 月 日	
		付	水栓番号	
給 水 場 所	黒部市			
変 更 年 月 日	年 月 日			
理 由		人 員	人	
新 使 用 者	住 所			
	フリガナ 氏 名 電 話	() —	印	
旧 使 用 者	住 所			
	フリガナ 氏 名 電 話	() —	印	
<p>上記のとおり給水装置の所有者を変更したいのでお届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所 黒部市 氏 名 () — 印 電 話 () —</p> <p>黒 部 市 長 あて</p>				
前回指示数				
今回指示数				

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

黒 部 市 長 あて

水道使用者 住 所
氏 名 ⑩
電 話 () ー

簡易水道使用水量認定申請書

黒部市簡易水道給水条例第24条の規定により、使用水量の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

		受	年	月	日
		付	水栓番号		
給 水 装 置 所 有 者	住 所 氏 名 電 話 () ー				⑩
給 水 場 所	黒部市				
使用水量認定を受けようとする理由					
使用水量認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
添 付 書 類	使用水量認定を受けようとする事由を証明する書類				
備 考					

様式第9号(第7条関係)

年 月 日

様

黒部市長



簡易水道使用水量認定決定通知書

年 月 日付で申請のあった使用水量の認定を次のとおり決定したので
通知します。

給水装置所有者	住所 氏名
給水場所	黒部市
決定区分	1 使用水量認定 2 却下
決定の理由	
使用水量認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
認定水量	立方メートル
備考	

様式第10号(第11条関係)

簡易水道料金減免申請書

年 月 日

黒部市長 あて

申請者 住所
氏名 ㊟
電話 () —

黒部市簡易水道給水条例第29条の規定に基づき料金を減免していただきたく、下記のとおり申請します。

	受付	年 月 日
		水栓番号
給水装置所有者	住所 氏名 電話 () —	㊟
給水場所	黒部市	
納入通知額	¥	円
対象期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
料金の減免を受けようとする理由		
添付書類	料金の減免を受けようとする事由を証明する書類	
備考		

様式第11号(第13条関係)

身 分 証 明 証

(表)

第 号
黒部市水道メータ検針員証
下記の者は、黒部市水道メータ検針員であることを証明する。
氏 名
生年月日 年 月 日
住 所
年 月 日 発行
黒部市長
印

(裏)

注 意
1 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
2 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
3 本証の記載事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。
4 退職等によって資格を失ったときは、速やかに本証を返却しなければならない。

様式第 1 号(第 2 条関係)

(平19規則 7・全改、平22規則30・一部改正)

様式第 2 号(第 2 条関係)

(平19規則 7・全改、平22規則30・一部改正)

様式第 3 号(第 5 条関係)

(平19規則 7・全改)

様式第 4 号(第 5 条関係)

(平19規則 7・全改)

様式第 5 号(第 5 条関係)

(平19規則 7・全改)

様式第 6 号(第 5 条関係)

(平19規則 7・全改)

様式第 7 号(第 5 条関係)

(平19規則 7・全改)

様式第 8 号(第 7 条関係)

(平19規則 7・全改)

様式第 9 号(第 7 条関係)

(平19規則 7・全改)

様式第10号(第11条関係)

(平19規則 7・全改)

様式第11号(第13条関係)

(平19規則 7・全改)